

## 「中小企業デジタル化等支援業務」委託仕様書

### 1 業務名

中小企業デジタル化等支援業務

### 2 目的

長期にわたる新型コロナウイルスの感染拡大により、対面販売や営業活動の制限等で売上げが減少している状況に加え、原油価格・原材料価格高騰などの社会情勢の影響もあり、県内中小企業は大きな打撃を受けている。

また、経済のグローバル化や個人の価値観の多様化・高度化が進み、市場競争が激化する昨今においては、中小企業が持続可能な成長を遂げるために、様々な分野で従来の枠にとらわれない新しい視点で、企業価値を向上させることが必要である。

本業務では、原油価格・物価高騰、人手不足などの雇用環境の変化に対応する県内事業者のデジタル技術の導入による生産性・収益性の向上を支援するため、専門家によるデジタルを活用した経営やブランディング講座を開催する。講座を通じて、既存事業の収益力向上や新たなスモールビジネスの立ち上げを目指す県内の中小企業及びスタートアップ企業等に対し、経理事務の電子化等のデジタル技術導入を促進することにより、事業の成長及び持続的発展を図る。

については、これらの支援に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

### 4 委託上限金額

9,581,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務内容

- (1) 本業務は、企業の経営診断・改善、ブランディングについての講座、実習などを行うとともに、その過程において、経理事務の電子化等のデジタル技術導入を促進することで企業の生産性・収益性の向上を支援するため、次の業務を実施するものである。

#### ア 参加者の募集・選定審査

参加者は、以下に記載するⅠ及びⅡに該当している者の中から県と受託者が協議した上で決定する。

Ⅰ 奈良県内に事業所を有する（本社がある）者。

Ⅱ 次に該当する者で、大企業が実質的に経営に参画（※1）していない者。

業種	資本金及び従業員数
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

(※1)「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

なお、対象は30社程度とし、参加者を募集するための効果的な手法について提案を行うこと。

また、目的達成のための効果的な対象者の選定・審査基準についても提案すること。

#### イ 講座の開講

- ① 専門家による、事業計画の見直しや経営改善、ブランディング、業務効率化のためのデジタルツール（ソフトウェア・クラウドサービス）活用、導入支援などに関する講座を開催すること。
- ② 講座内容については、本業務終了後、支援対象者が自ら取り組めるものとなるよう工夫すること。
- ③ 講座の詳細については、県と協議して決定するものとする。
- ④ 実施期間は契約締結日から令和5年3月の間とし、5回以上開催すること。
- ⑤ 開催方法は原則オフライン開催とすること。なお、新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては県と協議の上、オンラインで開催することもできる。

#### ウ 伴走支援

- ① 本業務期間中、支援対象者からの相談等に随時対応すること。ただし、(1)の業務実施期間中は、同業務の一環として対応しても差し支えないこと。
- ② 相談業務はオンライン又は電話での対応を基本とするが、支援対象者からの求めがあった場合は、必要に応じて対面での対応も行うこと。
- ③ 個別指導や伴走支援については、より効果的な方法について提案すること。

## エ その他

- ① 受講者の自己負担額は5万円とする。事業に要する経費に自己負担額も含めること。
- ② ア～ウの業務と連動し、支援対象者の経営力強化に効果があると考え上記以外の独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)の経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。
- ③ 講座の実施効果の評価や分析、その成果の提供をどのように行うか、また受講者からの意見、評価等を収集する手法についても提案すること。

## 6 本業務の目標

本事業に参加した全ての支援対象者が、商品やサービスの開発・改良、デジタルツールの導入、事業計画の見直し、販路の拡大、資金の調達、協業の実現等、当事業実施前と比べ、生産性・収益性の向上に加え経営力の強化に繋がる取組みが進んだ状態となっていること。また、これにかかる効果的、具体的な達成目標について提案すること。

## 7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

## 8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 10 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

## 11 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」「事業予算書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」「収支報告書」を作成し、県の検査を受けること。なお、実績報告書には、次の書面を添付すること。
  - ア 各支援対象者に実施した具体的な支援内容
  - イ 本業務終了後の各支援対象者の経営状況等に関する受託者による分析・意見
  - ウ 本業務に対する支援対象者の意見や実施効果・評価等
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、奈良県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、支援対象者となる企業の成長を目指すだけのものではなく、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がるものであるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費のうち、本仕様書内で支援対象者に負担させることができるとしている費用以外の一切の費用を支援対象者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 受託者は、支援対象者の自らの事業の経営に要する全ての経費（人件費、施設整備費、備品購入費、原材料費、光熱水費等経営に要する経費全般）について、本業務の委託料による給付を行わないこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。

- (9) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (10) 本業務の全過程において新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。
- (11) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

### (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。